

日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針（案）

平成19年 6月15日 決定
平成23年 月 日 改訂
日本司法支援センター評価委員会

本基本方針は、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の行う業務について、総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第32条及び第34条の規定に基づき行う実績評価に必要な事項を定めるものである。

1 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

(1) 評価の目的

各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、中期計画の進捗度を把握し、併せて、次事業年度以降の業務運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価の方法

評価は、中期計画に定められた各項目について当該事業年度における業務の実施状況を調査・分析し、それぞれの実施状況について評価を行う「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して当該事業年度における支援センターの実績を総合的に評価する「総合評価」により行う。

① 項目別評価

- ・ 項目別評価は、評価委員会が定める項目別評価表に基づき行う。

- ・ 項目別評価は、中期計画に定められた各項目ごとに、その実施状況について、以下の3段階により行う。なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価とする。

A： 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調である。

B： 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らしおおむね順調である。

C： 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB+と評価できるものとする。

- ・ 本委員会は、支援センターに対し、当該事業年度における業務の実績報告書及び支援センターが自ら行った評価等を記入した評価表の提出を求めるとともに、必要に応じ、それらについての説明及び必要な資料の提出を求めるものとする。なお、各項目の自己評価がCの場合には、業務運営の改善措置を明らかにするよう求めるものとする。
- ・ 評価は、上記実績報告書等の資料を参考にし、評価委員会委員の協議により客観的に行う。
- ・ 評価は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として独立行政法人の枠組みに従って設立された法人であるという支援センターの特性を勘案して行うものとし、必要に応じ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、評価に際して留意した事項等を付記するものとする。

② 総合評価

- ・ 総合評価は、評価委員会が定める総合評価表に基づき行う。
- ・ 総合評価は、項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における支援センターの実績全体について行う。
- ・ 総合評価は、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含めた評価を行う。

- ・ 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。

2 中期目標に係る業務の実績に関する評価

(1) 評価の目的

中期目標に係る業務の実績に関する評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、次期以降の業務運営の改善に資するとともに、法人の組織及び業務の全般にわたる検討に資することを目的とする。

(2) 評価の方法

評価は、中期目標に定められた各項目について当該中期目標の期間における業務の実施状況を調査・分析し、それぞれの実施状況について評価を行う「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して中期目標の期間における支援センターの実績を総合的に評価する「総合評価」により行う。

① 項目別評価

- ・ 項目別評価は、評価委員会が定める項目別評価表に基づき行う。
- ・ 項目別評価は、中期目標に定められた各項目に対応する中期計画の項目等に即し、それぞれの場合に応じ以下の3段階により行う。なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価とする。

A：中期目標を達成した。

B：中期目標をおおむね達成した。

C：中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である。

- ・ 本委員会は、支援センターに対しては、当該中期目標の期間における業務の実績報告書及び支援センター自ら行った評価等を記入した評価表の提出を求めるとともに、必要に応じ、それらについての説明及び必要

な資料の提出を求めるものとする。なお、各項目の自己評価がCの場合には、業務運営の改善措置を明らかにするよう求めるものとする。

- ・ 評価は、上記実績報告書等の資料を参考にし、評価委員会委員の協議により客観的に行う。
- ・ 評価は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として独立行政法人の枠組みに従って設立された法人であるという支援センターの特性を勘案して行うものとし、必要に応じ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、評価に際して留意した事項等を付記するものとする。
- ・ 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、上記①に規定する区分に加え「A+」と評価できる。

② 総合評価

- ・ 総合評価は、評価委員会が定める総合評価表に基づき行う。
- ・ 総合評価は、項目別評価結果等を勘案し、当該中期目標の期間における支援センターの実績全体について行う。
- ・ 総合評価は、自主改善努力等中期目標に掲げられていない事項も含めた評価を行う。
- ・ 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。

3 評価結果の通知及び公表

(1) 評価結果は、独立行政法人通則法第32条第3項及び第34条第3項に基づき、支援センター及び政策評価・独立行政法人評価委員会に遅滞なく通知するものとする。

(2) 評価結果は、遅滞なく公表するものとする。

4 評価基準の見直し

本評価基準は、事業年度の評価結果等を踏まえ必要に応じ見直すものとする。